

第 1 条【適用範囲】

- (1) 「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」（以下、「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行キャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金・スターワン口座を含む）のキャッシュカード）（以下「カード」といいます。）を提示することにより、第 3 条（1）の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、本規定により取り扱うこととします。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- (4) なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。
貯蓄預金キャッシュカード、カードローンカード、法人キャッシュカード、代理人カード、非居住者円普通預金キャッシュカード、オレンジ支店のキャッシュカードでは利用できません。

第 2 条【利用方法等】

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読取らせるか、または収納機関にカードを引き渡したうえ収納機関をしてカードを端末機に読み取らせ、第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を自ら入力してください。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - ・ 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ・ 取扱窓口において購入する商品、または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

- ・本規定に反して利用された場合

(4) 以下に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

- ・当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ・カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

第3条【預金口座振替契約等】

- (1) 第2条(1)により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。
- ・収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
 - ・当行は、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。
 - ・収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）において請求書等記載金額が指定の当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。
 - ・振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。
 - ・収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。
- (2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）または確認書と同等の内容を表示する画面で申込内容を確認するものとします。
- (3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

第4条【ご依頼取消の場合の取扱】

- (1) 第3条(1)にかかわらず、本サービスによるご依頼受付が完了した当日中に、本サービスを行った収納機関にカードおよび収納機関が必要と認める本人確認資料等を持参して、口座振替契約依頼の取消を収納機関経由で要求し、収納機関がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、本サービス契約が成立した当日中に、当

行が当該電文を受信した場合に限り、当行は口座振替契約ご依頼の取消をします。収納機関経由で口座振替契約のご依頼取消を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは収納機関にカードを引渡したうえで収納機関をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消電文が送信できないときはご依頼の取消はできません。

- (2) 前記(1)において、当日中に本サービスの取消ができない場合にはお取引印（届出印等）を届け出していない場合は当該キャッシュカードおよび公的本人確認書類）をお持ちのうえ当行窓口にて所定の口座振替契約解約手続きを行ってください。（カードによる解約依頼はできません。）
- (3) 前記(2)において、解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、第 3 条により預金口座振替契約が成立したものとして取扱います。

第 5 条【免責事項】

- (1) 次の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ・ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - ・ 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ・ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

第 6 条【規定の変更等】

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。

第 7 条【規定等の準用】

本規定に定めのない事項については、預金者は、当行の各種預金規定、口座振替規定等当行の定める各規定が適用されることに同意のうえで本サービスを利用するものとします。

以上